

広島県教育委員会訓令第5号

教育長専決事項に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和五年三月二十三日

本 庁
地 方 機 関
学校以外の教育機関

広島県教育委員会

教育長 平 川 理 恵

教育長専決事項に関する規程の一部を改正する訓令

教育長専決事項に関する規程（昭和五十三年広島県教育委員会訓令第2号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>第一条（略）</p> <p>一―三（略）</p> <p>四 行政不服審査法（平成二十六年法律第六十八号）に基づく裁決（広島県情報公開条例（平成十三年広島県条例第五号）及び個人情報報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号）の規定に基づく決定等に係るものを除く。）</p> <p>五（略）</p> <p>2（略）</p>	<p>第一条（略）</p> <p>一―三（略）</p> <p>四 行政不服審査法（平成二十六年法律第六十八号）に基づく裁決（広島県情報公開条例（平成十三年広島県条例第五号）及び広島県個人情報保護条例（平成十六年広島県条例第五十三号）の規定に基づく決定等に係るものを除く。）</p> <p>五（略）</p> <p>2（略）</p>

附 則

この教育委員会訓令は、令和五年四月一日から施行する。